

自転車等放置規制区域及び駐輪場位置図

(令和7年4月1日現在)

自転車等放置規制区域内の道路や公園等に放置された自転車やバイクは、条例に基づき撤去します。

(放置とは、利用者等が自転車・バイクから離れて直ちに移動することができない状態をいいます。※時間は関係ありません。)

撤去の際、柵等の工作物にチェーン等でつながれていた場合、やむを得ず切断します。 ※損害については責任を負いません。

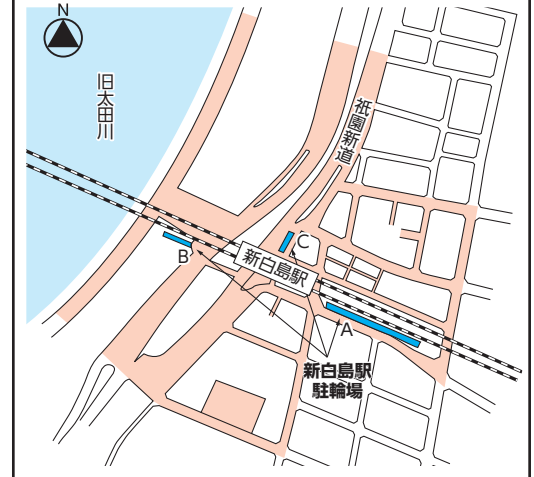
右図は放置規制区域を示します。



〈紙屋町・八丁堀周辺〉

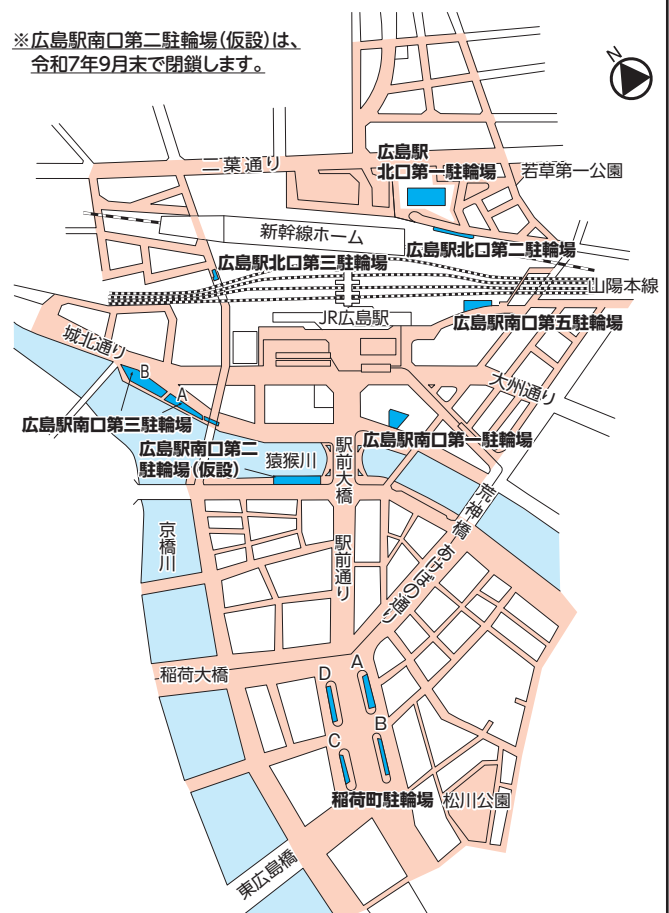


〈新白島駅周辺〉



〈広島駅周辺〉

※広島駅南口第二駐輪場(仮設)は、令和7年9月末で閉鎖します。



- 放置規制区域
- 駐 輪 場
- 民間路上駐輪場